

Q54. 薬の未使用が貯まっています。使用期限と保管方法を教えてください。

A.

医薬品の品質に影響を及ぼす要因として考えられるのは、温度・光・酸素（空気）等ですが、それらが影響する程度は、保存条件・医薬品の性質や剤形などによって異なります。市販の医薬品の添付文書（説明書）にはそれらを考慮して保存方法が記載されていますので、その指示を守っていただきたいと思います。

一般には、開封後の医薬品は、しっかり栓をして開封日を記載し、直射日光のあたる場所や高温多湿の場所を避けて、冷暗所に保管するのが良いでしょう。そのように保存して、有効期限又は使用期限の記載のあるものについては、その期限内をまた使用期限の記載のないものについては、錠剤・散剤（ヒートシールのもの）・カプセル剤・坐薬であれば、6ヶ月から1年、内用液剤であれば10日前後、目薬であれば1ヶ月前後を安全に使用できる期間の目安としていただきたいと思います。特に目薬は、有効期限内であっても一旦開封してしまうと、栓の閉め具合が不完全だったり、薬の使用時に薬の出口に目やまつげ、手が触れたりすると、雑菌が液中に入って繁殖する恐れがあります。濁ったり、異物が混入している時は使用しない事です。しっかり栓をして冷蔵庫などの冷暗所に保管してください。内用液剤（水剤）も雑菌が入って変質することを避けるため容器に直接口をつけないで1回毎に別の容器に移して飲み、残りは冷蔵庫で保管します。

ただし、病院や医院で医師から処方された医薬品の場合の使用期限については、この限りではありません。

これら処方薬は、患者さんの病態やその時の症状に合わせて服薬期間内（3日間とか1週間とか）に使うべき薬として出されたものだからです。以前処方された薬が今回の病態や症状と全く同じとは限りません。服薬期間が過ぎてしまったら廃棄するのが原則です。服用する場合は、医師に服用して良いかどうか尋ねてからにしてください。

なお、いつも定期的に服用している薬が、残ってきた場合は、その旨医師に伝えてください。

薬剤師